

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から39年3月まで

申立期間当時、私の母親は現在地で喫茶店を営んでおり、私も20歳からその店の手伝いをしていた。親子、二人暮らしであったので、母親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も母親が納税組合の集金人に二人分の保険料を納付していたはずであり、母親の国民年金保険料は納付となっているのに、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人とその母親は、申立期間以降の国民年金保険料について、同一期間の保険料を、同一年月日に納付していることが確認でき、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の13か月分の保険料を納付していなかったとは考え難い。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、旧A町における当時の国民年金保険料の収納方法と一致しており、申立人の供述は客観的事実に符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるところから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月

申立期間当時は、酪農業を営む父親、兄、姉と私の 4 人が同居し、4 人とも国民年金に加入していた。国民年金の加入や、保険料の支払いは、父や兄が行っていたが、その兄から、家族 4 人の国民年金保険料は、農業協同組合の組合員勘定で納付していたと聞かされていたことを記憶している。同居の家族 3 人は納付となっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父親と姉には国民年金加入期間に未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の兄は国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人を含め、保険料納付の意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、町が保管する申立人とその兄の納付記録によれば、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料は、申立人と同一年月日に納付していることが確認できる上、申立人が申立期間の保険料を未納とする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月
② 昭和39年10月から40年3月まで

申立期間当時は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、役場で納付していたはずであり、夫の国民年金保険料が納付済みであるのに、自分の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人とその夫は、国民年金制度の発足当初から国民年金に加入しており、夫婦の国民年金手帳記号番号が連番であることから、夫婦同時に加入手続を行ったものと推察される。

さらに、町が保管する申立人とその夫の納付記録によれば、申立期間である昭和39年度から、申立人が夫と同居していた昭和57年9月までの国民年金保険料は、申立期間を除き、夫婦が同一期間の国民年金保険料を同一年月日に納付していることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を昭和46年9月23日に特例納付しているが、申立人とその夫は、昭和46年度の現年度保険料を夫婦同時に納付していることが確認でき、申立人の夫だけが申立期間の保険料を納付し、申立人が申立期間の保険料を納付しない事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から平成 7 年 3 月まで

私は昭和 59 年 9 月から会社に勤務したが、この勤務先の経営者が私の国民年金加入手続を行ったと記憶している。その後、60 年 9 月から経営者と同居し、61 年 11 月に結婚したが、申立期間の国民年金保険料は経営者（夫）が市内の金融機関で定期的に納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、これらのことをしていたとする申立人の夫の記憶は曖昧^{あいまい}であり、加入状況や納付状況が不明である。

さらに、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号から、申立人は市が行っていた平成 6 年度の適用漏れ者対策の対象者の一人であり、平成 6 年 7 月以降に職権適用により国民年金に強制加入させられたことが確認でき、それまでの間は国民年金に未加入であったことから、申立てのとおり保険料を納付することは不可能である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私か妻が、市役所か郵便局又は金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、妻が納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は国民年金への加入時期は覚えていないと供述しており、申立期間の国民年金保険料の納付方法についても、自分か妻が納付していたと主張するだけで、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の国民年金への加入手続状況及び納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月7日にA市に払い出されていることが確認でき、申立人の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得年月日から、申立人は46年3月ごろに加入手続き、資格取得日を43年1月まで^{さかのぼ}遡ったものと推察され、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日が46年3月11日付けであること、及び申立人が申立期間直後の45年4月から46年3月までの国民年金保険料を46年3月15日にまとめて納付していることと符合する。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであるが、申立人とその妻が、申立期間の国民年金保険料を夫婦同時に納付していたとすれば、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、社会保険庁の記録では、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を過年度納付していた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年11月まで
国民年金制度が発足した時期に、役場の職員に加入を勧められ、私が役場出張所で国民年金の加入手続きし、夫婦二人分の国民年金保険料を同出張所で納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、納付時期及び納付額についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、国民年金手帳の記号番号は、夫婦同時に連番で払い出されていることが確認できるが、申立人の国民年金の記録は、昭和35年10月1日に資格取得し36年4月1日に資格喪失しており、この状況では、申立人自身の国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人は、その妻の国民年金保険料を納付していたものと推察される。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情や、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 2 月まで
旧国鉄に勤務していた昭和 61 年 4 月に、私が役場で国民年金に加入
手続し、申立期間については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納
付していたはずであり、妻が納付済みであるのに、私の保険料だけが
未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連
資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は申立期間について、1 年分か半年分の国民年金保険料
をまとめて納付していたと供述しているが、社会保険庁の記録によれば、
申立人は、昭和 62 年 9 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料を、毎月
又は 2 か月分の保険料をまとめて納付していることが確認でき、申立人
の供述は、申立期間に近接する期間の納付方法と一致しない。

さらに、申立人は、昭和 63 年 5 月に被用者年金の受給権が発生してい
るため、同月から任意加入者とされているが、申立期間である 63 年 8 月
1 日に当該任意加入被保険者資格を喪失していることから、昭和 63 年度
保険料の納付書を所持していたものと推察され、仮に申立人の供述どお
りに、申立人が、その納付書により、申立期間のうち、63 年 8 月から平
成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたとすれば、当該期間の
国民年金保険料が還付されていたものと推察されるが、申立人が当該期
間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たら
ず、当該期間の国民年金保険料を還付されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は共済組合加入期間中であった昭和 61 年 4 月に加入手
続したと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号
を持つ任意加入者の資格取得年月日から、申立人はその後に加した厚

生年金保険の資格を喪失した 62 年 9 月ごろに国民年金に加入したものと推察される。

一方、申立人の妻は、昭和 61 年 4 月に、申立人が共済組合に加入していたことによる国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得しているが、申立人の妻は、その加入手続を申立人が役場で行ったと供述していることから、申立人が、その妻の加入手続を申立人自身の加入手続と勘違いしている可能性もうかがわれ、申立期間前後の時期における申立人の国民年金に係る記憶は明確でないものと見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。